

《 訂 正 表 》

『司法書士 コンプリート5 商業登記法』（第2版）において、以下のような誤りが判明いたしました。お客様にご迷惑をお掛けしたことをお詫び申し上げますと共に、下記のように修正いたただくようお願い申し上げます。

(平成22年5月22日更新)



訂正箇所	誤	正
p 199 (4) ①	…本店所在地・支店所在地とも、 <u>6,000円</u> である（登録税別表第一・二十九・(一)・ <u>ホ</u> , (二)・ <u>ロ</u> ）。	…本店所在地においては3万円、支店所在地においては <u>9,000円</u> である（登録税別表第一・二十九・(一)・ <u>ロ</u> , (二)・ <u>イ</u> ）。
p 265 上の罫線内 6行目	1. 登録免許税 金 <u>3</u> 万円	1. 登録免許税 金 <u>6</u> 万円

* 下線部分が訂正箇所です。

また、出版後の改正による変更部分を参考として示します。(平22・4・1改正)

訂正箇所	改正前	改正後
p40～41 罫線内 ii	合併又は会社分割につき私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律15条2項等の規定による届出をした場合においては、合併による変更若しくは設立の登記、吸収分割承継会社がする吸収分割による変更の登記、又は新設分割による設立の登記の申請書には、届出をした年月日を記載し、同法15条5項ただし書（同法15条の2第7項において準用する場合も含む。）の規定による期間の短縮があったときは、その期間をも記載しなければならない（商登規110）。	合併、会社分割又は株式移転につき私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律15条2項等の規定による届出をした場合においては、合併による変更若しくは設立の登記、吸収分割承継会社がする吸収分割による変更の登記若しくは新設分割による設立の登記又は株式移転による設立の登記の申請書には、届出をした年月日を記載し、同法15条3項、15条の2第4項又は15条の3第3項において準用する同法10条8項ただし書の規定による期間の短縮があったときは、その期間をも記載しなければならない（商登規110）。
p 722 ①登記期間等 末尾に右の記載を追加してください。	⇒ 他の会社と共同してする株式移転（共同株式移転）の当事会社が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に定められた一定以上の規模を有する場合には、公正取引委員会に届出をしなければならない（独禁15の3Ⅱ）、株式移転による設立の登記の申請書には、届出をした年月日を記載しなければならない（商登規110）。 具体的には、例えば、「登記の事由 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第15条の3第2項による届出は平成何年何月何日受理された。」と記載する。	